

# 年金トピック

2023年10月18日  
団体年金事業部

## 第28回 社会保障審議会 企業年金・個人年金部会の開催

10月17日(火)に第28回社会保障審議会 企業年金・個人年金部会が開催されました。議事は以下のとおりです。

- ・資産形成を促進するための環境整備(投資教育・運用関係見直し)について
- ・資産運用立国について

厚生労働省のホームページに資料が掲載されていますので、以下のリンク先にてご確認ください。  
なお、別紙にて議事の概要および議論の内容をまとめております。

○厚生労働省ホームページ 社会保障審議会(企業年金・個人年金部会)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_35819.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_35819.html)

【ご参考】年金通信

<https://nenkintsushin.dai-ichi-life.co.jp/>

以上

# 第28回企業年金・個人年金部会について (議事の概要・議論の内容)

2023年10月18日  
第一生命保険株式会社  
団体年金事業部

- 確定給付企業年金を「DB」、確定拠出年金を「DC」、個人型確定拠出年金を「iDeCo」と表記しています。
- 特に断りが無い限り、本資料に記載の図表は企業年金・個人年金部会に提示された資料をもとに作成しています。

一生涯のパートナー

第一生命

 Dai-ichi Life Group

# 議事の概要

- 始めに、厚生労働省より、今回の部会で、政府が進める「資産運用立国」に関する議論をすることになった背景の説明がありました。
- その後、資産運用立国に関するこれまでの議論の流れおよびそれらを踏まえた企業年金の取組みの方向性に関して厚生労働省がまとめた論点について、厚生労働省より説明がありました【資料2】。

| 議事                          | 説明の概要   |
|-----------------------------|---|
| <p>資産運用立国について<br/>【資料2】</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 『新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版』において、<u>資産運用業の抜本的改革プランについて年内に立てる</u>とされている。また、10/2に日経サステナブルフォーラムにおいて、<u>岸田首相から「アセットオーナー・プリンシプルを来年夏までに策定する」とのコメント</u>があった。</li> <li>● これらを踏まえ、<u>10/4に資産運用立国分科会が立ち上げられており、その中で企業年金についても議論されることになっている</u>。今後、<u>企業年金の実態を考えたうえで加入者等の利益のために必要な議論とするため</u>、部会長と相談の下、今回の議題とした。</li> <li>● 一連の流れを踏まえた企業年金の取組みの方向性について、厚生労働省で以下の通りまとめた。             <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「アセットオーナー・プリンシプル」について                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>アセットオーナーとして求められる役割</u>の具体的な内容について検討</li> </ul> </li> <li>2. DBについて                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ より適切な運用に向けた <u>専門性の向上</u>のための取組みについて検討</li> <li>・ 企業年金連合会の <u>共同運用事業</u>や、<u>総合型基金</u>の活用に向けた取組みについて検討</li> <li>・ 規模や特性を考慮した <u>資産運用状況に関する情報開示の在り方</u>について検討</li> </ul> </li> <li>3. 企業型DCについて                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適切な <u>運用の方法の選択を支援</u>するための取組みについて検討</li> <li>・ 運用の方法のラインナップに係る <u>開示の促進</u>について検討</li> </ul> </li> </ol> </li> </ul> |

# 議事の概要

- 次に、厚生労働省より、有識者および関連団体の意見を踏まえ、第25回の部会で示された視点のうち、視点3の「資産形成を促進するための環境整備(投資教育・運用関係見直し)」について、資産運用立国の議論も踏まえて委員に議論していただきたい事項および現況に関する説明がありました【資料1】。

| 議事   | 説明の概要  |
|--|--|
| <p>資産形成を促進するための環境整備(投資教育・運用関係見直し)について【資料1】</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第25回部会にて示された重要な3つの視点のうち議事の内容について、厚生労働省より2カテゴリーに分類の上、説明がなされた。             <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 確定給付企業年金制度(DB)の環境整備                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・DBの運用力向上に向けた対応の方向性(運用受託機関の適切な選任、スチュワードシップ活動の実質化など)</li> <li>・受託者責任など、DBのガバナンスのあり方</li> <li>・小規模のDBの運用力の向上に向けた、DBの共同運用のあり方等の対応</li> <li>・加入者のための運用の見える化のあり方、検討にあたって必要な論点・課題</li> <li>・定年延長に伴う給付減額の判定基準を検討にあたって必要な論点・課題</li> <li>・保証期間の上限の検討にあたって必要な論点・課題 など</li> </ul> </li> <li>2. 確定拠出年金制度(DC)の環境整備                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定運用方法の設定のあり方、検討にあたって必要な論点・課題</li> <li>・よりよい運用商品のモニタリングを行うための対応</li> <li>・運営管理機関の評価の課題やあり方</li> <li>・加入者のための運用の見える化のあり方、検討にあたって必要な論点・課題</li> <li>・投資教育の充実に向けた対応</li> <li>・自動移換への対応</li> </ul> </li> </ol> </li> </ul> |

# 議論の内容

- 各論点に関連する議論の内容は以下の通りです。

## 1. 資産運用立国について

- ・資産運用立国に関する各方面からの企業年金の運用に対する意見および報道に対して、**多くの委員等から、企業年金制度は労使自治の下、加入者等の受給権保護を第一目的に運営しているものであり、リターンのみを追求してリスクを負うことは目的に沿うものであるか疑問を感じる**、という趣旨の意見があった。
- ・企業年金の**スチュワードシップ活動や情報開示に関して真摯に対応してきた歴史**についてしっかり理解したうえで議論すべき、という意見があった。
- ・運用の見える化については、複数の委員等から、**一義的には加入者・受給者への見える化であるべきであり、運用結果のみで比較するべきものではない**、との意見があった。また、公開するのであれば、事業報告書を収集している**厚生労働省が結果を集計して統計を公開してはどうか**、という提案があった。
- ・事務局(厚生労働省)から、「企業年金がアセットオーナーの一部であることは事実と思う一方、企業年金は「加入者利益の確保のため」という目的があり、この点に関して実態をきちんと伝えたいと、**正確な理解の上で議論してもらいたい**と思う。今回いただいた意見についても、分科会などに伝えていきたい」という趣旨の発言があった。

## 2. 資産形成を促進するための環境整備(投資教育・運用関係見直し)について

### 2-1. 給付減額の判定基準について

- ・給付減額の判定基準については、受給権保護を第一に考えることは大前提に、将来の給付の現価計算に**予定利率を使うことがよいか**を考えるべきで、制度ごとの公平性を考えるべきではないか、という意見があった。
- ・**人事制度の改善であっても減額となる場合があり、人事制度改定の足かせ**になっているため、退職時の給付が下がらないのであれば給付減額としないことや、過去分と将来分の給付の取扱いを分けて過去分が下がらなければ給付減額としないなど、**基準を分かりやすくすべき**、との意見があった。

### 2-2. 指定運用方法について

- ・**指定運用方法の義務化については、「義務化すべき」との意見と「義務化すべきでない」との意見の両方**があった。
- ・「義務化すべき」との立場からは、「老後の所得保障という目的達成のために**最低限の運用ができるようにすべき**」「投資教育と合わせて実施することで自身の老後への意識を高められるようにすべき」と意見があった。
- ・「義務化すべきでない」との立場からは、「**各社の属性に応じて検討すべき**であり、一律の対応は慎重であるべき」「**加入者自身が運用すべきというのがDCの原則**で、そういった考えの企業にまで指定運用方法を設定する必要があるか考えるべき」との意見があった。

### 2-3. 投資教育について

- ・特に、iDeCoのみの経験者が投資教育を受けたと認識している率が特に低いこと、および継続教育を受けたと認識している加入者が少ないことなどから、**国や中立的なアドバイザー、専門家の関与の必要性について提案**があった。